

『続日本紀』「倭建命墓」への落雷

稲生知子

一 はじめに

ヤマトタケルは、『日本書紀』『古事記』で最も有名な英雄である。古代から現代まで、多くの作品が生み出され、研究もさまざまに行われてきた。近年においては、『古事記』『日本書紀』の描かれ方の違いに注目し、両テキストの在り方としての研究が注目されてきた^②。筆者もそれらの研究に影響されながら、『古事記』において倭建命が天皇から「惶」^①れられて遠ざけられた理由を、『古事記』独自の論理として読み解いたことがある。倭建命は名に「建」を持ち、天皇に匹敵する力を持ちながらも、「言葉」を正しく受け取る能力を持たなかったがゆえに、天皇になることができなかったのである^③。それに対して、『日本書紀』は、日本武尊として、天皇と意を同じくする、日本を平定するパートナーとして描かれている。

このようなテキストによる違いは為政者にとつてのヤマトタケル像と無関係ではない。『古事記』のように、天皇との違和があるものとしての姿、『日本書紀』のように、天皇と志を同じくするものとして描く姿。その多様な様相は、時代と担い手によって、常に変

容し生成する。ヤマトタケルという同じ名を冠する人物をそのように違うものとして描き、それが正史としても記録されること、そして、書物として残されていることには意味があると思われる。

そのような複数のヤマトタケルの生成のなかに、『日本書紀』に続く第二の正史『続日本紀』(平安時代初期編纂)^④も位置づけられる。「倭建命墓」に落雷したという記事である^{⑤⑥}。

倭建命墓に震す。使を遣し之を祭る。(震倭建命墓。遣使祭之。)

(『続日本紀』 卷二大宝二年八月癸卯条)

ヤマトタケルの「墓」に落雷があったため、「使」を遣わして「墓」において「祭」を行わせたのだという。『続日本紀』のなかで、「落雷」後に必ず「祭」を記述するとは限らない。「倭建命墓」だからこそだと言えるだろう。この記事は、従来、ヤマトタケルの墓の存在を示すもの、「倭建命墓」と陵墓祭祀の歴史としてとらえる史料として注目されてきた。しかし、ヤマトタケルの〈墓〉を記すことには、歴史的事実を記述した以上の意味がある。

『日本書紀』『古事記』において、ヤマトタケルの〈墓〉^⑦は特異な存在であった。『日本書紀』では三回、『古事記』では二回埋葬され

るにも関わらず、白鳥として飛翔したと記されるからである。加えて、『古事記』では天皇の葬儀時に歌われる大御歌のもとともなる。そのようなヤマトタケルの〈墓〉は軽んじられるような存在ではありえない。そのような了解は『続日本紀』の編者に共有されていたはずである。

一方、「落雷」は、自然現象のなかでは「神鳴り」と書かれることもあるように、神との交流に関わるものであることは、神話や歴史叙述から明らかである。例えば、『大祓祝詞』における国津罪の中に「高津神」があり、さらに、『延喜式』において霹靂祭という臨時祭も定められている。⁽¹¹⁾しかし、『続日本紀』はこの〈墓〉への落雷という「怪異」について、それが何を指し示すのかを記さない。『大祓祝詞』『延喜式』が同時代資料とは言えないため、その「祭」の理由をそこに帰するわけにはいかないであろう。平安時代初期、「正史」において、ヤマトタケルの〈墓〉への落雷記事を掲載するのにどのような意味があつたのだろうか。「祭」というのはどのような意味を持っていたのだろうか。

本稿では、奈良時代から平安時代初期の言説を中心に分析し、ヤマトタケルの〈墓〉をめぐる『古事記』『日本書紀』の言説と、落雷することの意味を明らかにすることによって、ヤマトタケルの平安時代的展開の出発点を確認する。「怨霊」「御霊」の表象になる前の「雷」の位置づけにもつながってくるであろう。従来の雷観とは違った側面、さらにヤマトタケルの神話的展開につながる側面を確認したい。

二 ヤマトタケルと〈墓〉

ヤマトタケルは『古事記』『日本書紀』において、景行天皇の皇子として、西日本と東日本を征討した人物として記される。それぞれの書物でのヤマトタケルは描かれ方が異なる。

『古事記』では、「其の御子の建く荒き情を惶みて」、西征、東征に向かう。対して、『日本書紀』では進んで天皇のために「賊」を平らげに行く。しかし、どちらのヤマトタケルも東日本を平定したあと、伊吹山で神の怒りを得たため、死に至る病を得る。その結果天皇のもとに「かえりごと」をすることなく、能褒野において死んでしまう。死後、どのように葬られているのかについて、それぞれのテキストで確認する。

『古事記』⁽¹²⁾では、倭にいた「后等と御子等」が能褒野に下り、「御陵」を作り、葬る。しかし、倭建命は、「八尋の白智鳥」と化して、「天」に舞い上がる。追いかけるときに后妃たちが歌った歌が天皇の葬儀に歌われる「天皇の大御葬歌」として、「今に至るまで」で伝わったことが記される。白鳥は大阪府柏原に比定される「河内国の志幾」にとどまったので、そこに「陵」を作るが、さらに「天」に飛び去ったとされる。その時の陵を「白鳥陵」と名付けた。『古事記』において、二つの倭建命の「陵」があるものの、どちらにも倭建命は埋葬されていない。⁽¹³⁾

一方、『日本書紀』⁽¹⁴⁾においてはどうかだろうか。父景行天皇は日本武尊の死を聞き、「伊勢国の能褒野陵」に埋葬させるが、日本武尊

は白鳥となつて「倭国」に向かつて飛びさる。陵の中には「屍骨」がなく、衣だけだつたという。そこで、群臣たちは白鳥を追いかける。「屍骨」がなければ、「陵」として認められないという認識が読み取れる。白鳥は、「倭の琴弾原」にとどまつたため、そこに「陵」を作るがさらに、白鳥は「河内」と「古市邑」に飛び去る。それぞれに「陵」を作るが、ここでも、どこにも留まることなく「天」に昇つてしまつたため、「衣冠」のみを葬つたとする。三つの陵のどれにも日本武尊は葬られない。「古事記」「日本書紀」において書かれ方が違うヤマトタケルは、死後だけは共通して、「天」に飛翔しており、〈墓〉はどれも空のままである。ただし、正史である『日本書紀』が「屍骨」の有無に言及している点に注目したい。その後の記録においても、『日本書紀』は、〈墓〉に「屍骨」が葬られていない点について、こだわっているからである。

成務天皇（景行天皇の子）の後に即位した仲哀天皇は、日本武尊と垂仁天皇の皇女阿道入媛の子である。成務の甥として立太子されたのであろう。天皇の子として即位していないためか、父日本武尊を強調することで自らの天皇としての正統性の確認をしている。即位記事と母に「皇太后」を送る記事のあと、以下のような詔を出す。

冬十一月の乙酉の朔に、群臣に詔して曰はく、「朕、未だ弱冠に逮らずして、父王、既に崩ります。乃ち神靈白鳥と化りて天に上ります。仰望之情、一日も息むことなし。是を以ちて、冀はくは白鳥を獲て、陵域の池に養はむ。因りて、其の鳥を親つつ、顧情を慰めむと欲ふ」とのたまふ。則ち諸国に令して、

白鳥を貢らしめたまふ。〔日本書紀〕仲哀元年十一月条

「弱冠」（二十歳）になる前に、父日本武尊が亡くなり、その「神靈」は「白鳥」となつて「天」に上つた。「仰望之情」を慰めるために「白鳥」を「陵域の池」に飼うと宣言し、諸国から「白鳥」を献上するように命ずる。ここからは、「陵」には日本武尊はいないため、せめて「白鳥」を飼うことで補いたいという意識が読み取れる。「仰望之情」は、日本武尊の父子関係を印象づけることによって自らの正統性を誇示するためであらう。白鳥を手に入れることが、父日本武尊の「神靈」の守護を得ることにつながるのである。

それは、白鳥をめぐる、兄弟間の争いが描かれることからわかる。白鳥を求めるとの詔のあと、異母弟蘆髮蒲見別王の誅殺事件が記される。

閏十一月の乙卯の朔にして戊午に、越国、白鳥四隻を貢る。是に、鳥を送る使人、菟道河の辺に宿る。時に、蘆髮蒲見別王、其の白鳥を視て、問ひて曰はく、「何処に將ち去く白鳥ぞ」とのたまふ。越人答へて曰さく、「天皇、父王を恋ひたまひて、養ひ狎けむとしたまふ。故、貢る」とまをす。則ち蒲見別王、越人に謂りて曰はく、「白鳥と雖も、焼かば黒鳥に為らむ」とのたまふ。仍りて強に白鳥を奪ひて、將ち去ぬ。爰に越人、参赴て請す。天皇、是に、蒲見別王の先王に礼无きことを悪みたまひ、乃ち兵卒を遣して誅さしめたまふ。蒲見別王は、天皇の異母弟なり。時人の曰く、「父は是天なり。兄亦君なり。其れ天を慢り君に違ひなば、何ぞ誅を免るること得む」といふ。

〔「越国」から「白鳥四隻」が献上され、輸送されている途中、天皇の異母弟、蒲見別王がその白鳥を奪ってしまふ。白鳥を奪うという行為によって、「礼无き」と断じられ、殺害されている。「白鳥」が日本武尊（その神霊）の代わりであり、その争奪戦が天皇位を争うことにつながっていると考えてよいだろう。つまり、仲哀天皇やその兄弟にとつて、日本武尊の「陵」は空であるという認識があったことを意味している。

さらに、『日本書紀』仁徳六十年冬十月の記事においては、空であることによつて、「陵」自体の存続が危うい状態に陥っている。

六十年の冬十月に、白鳥陵守等を差して、役丁えのよろに充つ。時に天皇、役の所に臨みたまふ。爰に陵守目杵め、忽に白鹿に化りて走ぐ。是に、天皇、詔して曰はく、「是の陵、本より空し。故、其の陵守を除めむと欲して、甫はじめて役丁に差せり。今し是の怪者しるまじを視るに、甚だ懼し。陵守をな動しそ」とのたまひ、則ち且、土師連等に授けたまふ。〔『日本書紀』仁徳六十年冬十月〕

「白鳥陵」とは、景行天皇条に「三陵を号けて、白鳥陵と曰ふ」とあり、日本武尊の陵である。その陵の陵守を「役丁」に充て、それを天皇が視察していると、陵守が「白鹿」と化して逃げたという。陵守が置かれていたことの証左、「白鹿」の天皇祭祀との関わりの記事として挙げられることのある箇所である。「陵守」は律令では「陵戸」と呼ばれた。「養老令」の「喪葬令」に

凡そ先皇の陵は、陵戸を置きて守らしめよ。陵戸に非ずし

て守らしめば、十年に一たび替へよ。兆域の内に、葬り埋むること、及び耕し牧かひ樵かし探ることを得べからず。

〔『養老令』「喪葬令」卷二十六〕
とあるように、陵墓は陵守（陵戸）が、管理するべきものであり、それにともなつて課役を免除されていた。『養老令』舍人史生条で、「雑戸・陵戸・品部・徒人の役に在らむは、並に課役を免せ」とあることからもうかがうことができる。しかし、ここでは、陵守を「役丁」に充てている。その理由は、「是の陵、本より空し」つまり、白鳥陵に遺体が埋葬されていないことによつて、陵守を廃止する予定での差配であった。しかし、そこで「怪者しるまじ」が起る。陵守目杵が「白鹿」に変化して逃げ出したのである。「白鹿」は、天が時の王者の善政を賞めて下すしるしとして出現する、祥瑞の一つである。のちに「延喜式」祥瑞条に上瑞として記され、『日本書紀』推古六年十月条には越国から献上されている記事がある。陵守が「白鹿」になつて逃げたということは、王者の徳を否定する「怪者」と言えるだろう。天皇はその「怪者」を正しく理解し、日本武尊を陵として維持するよう指示をしたのである。

仁徳紀からは、日本武尊の〈墓〉についての特徴が確認できよう。すなわち、仲哀紀と同様に〈墓〉が空であるという認識に加えて、空だと〈墓〉と認められない存在であること、さらに、「空」であるにも関わらず、天皇への警告を発する「怪者」が顕現する存在であることである。葬られている陵墓を軽んじたり、壊したりすることは、死者に対する侮辱である。しかし、例えば、弘計天皇が父市

辺押磐皇子の遺骨を探索し、葬りたいと願ったように、葬るという行為や陵墓を守るという行為は、そのなかに遺体が埋葬されてこそのものであったのである。しかし、ヤマトタケルの〈墓〉には、その条件が欠けている。『日本書紀』において、そう理解されているのである。

このように、『日本書紀』では、埋葬されていないこと自体が重要事項であると記述している。さらに、「天」にいつてしまったヤマトタケルの魂の処遇が気にされていたことを確認しておきたい。そのうえで、『統日本紀』において、そのような〈墓〉に落雷するという意味はどのようなものなのだろうか。

三 落雷という現象

〈墓〉に落雷する記事は『統日本紀』にはない。²⁰そこで、まず、「落雷」の同時代におけるとらえ方を確認する。

「落雷」は時代ごとに神の意志の表れとして恐れられ、なおかつ恵みの雨をもたらすものとしての位置づけのある自然現象の一つである。²¹特に、菅原道真が怨霊として位置づけられて以降、落雷は「怨霊」として神の怒り、天罰の表象として把握される。²²しかし、奈良時代から平安時代初期においても同じだったのだろうか。²³『日本書紀』『統日本紀』によって確認すると、怨霊というよりも、神の意志の表象として表現され、国家として対応をしていくためのシステムの中に組み込まれていたと思しい。

平安時代以降、「災異」に対して、陰陽寮や神祇官により国家的

大事を占う「軒廊御卜」が行われていた。西岡芳文²⁴によれば、「史料総覧」の平安時代の部分には、およそ三七〇件の軒廊御卜が記載されており、「陵墓の鳴動・落雷」も含まれていたという。「軒廊御卜」で記録上に残っているのは、天慶八年（九四五）六月一七日の『北山抄』『江家次第』の記事が一番古いものと言われる。しかし、『統日本紀』延暦元年（七八二）七月二九日条にも「頃者、災異荐に臻りて、妖徴並に見れたり。仍て龜筮に命せてその由を求めしむ」ことを天皇に奏上し、そこで意見を言うのが「神祇官陰陽寮」であったとあるように、平安時代初期にも「災異」を国家的大事として占い、神祇官と陰陽寮が対応してきたと考えてよいのだという。ただし、占いの結果は、記録としては残されることはない。『令集解』、「雑令」、秘書玄象条²⁵において、

若し微祥、災異有らば、陰陽を寮奏せよ。訖らば、季別に封して中務省に送りて、国史に入れよ。〈送らむ所は、占言載すること得じ〉。
〔令集解〕、「雑令」、秘書玄象条

「微祥、災異」については記録し、史書を編纂する中務省に報告するように規定されている。『令義解』『監修国史』には「入国史是也」とあり、「国史」編纂の資料となったことがわかっている。注目したいのは、「占言」を載せてはならないという点である。祥瑞も災異も、解釈は報告してはならないものだということであろう。結果、この報告をもとに書かれた正史には、「災異」のみが記録され、その解釈については掲載しないこととなるのである。しかし、「占言」、すなわち解釈は記されないものの、奏上されていたことが『統

『日本紀』においても確認できる。養老五年（七二二）正月甲戌の詔では官人に督励する際、「文武の庶僚、今より以去、若し風雨・雷震之異有らば、各、極言・忠正之志を存つべし」と災異があつたときの具申を奨励している。同じ詔で「醫卜方術」に優れた者に褒賞を与える記事が続く。「陰陽」に優れたものも含まれる。災異について直言すること自体は求められている。しかし、「占言」は記述してはならないのである。災異の後の「詔」による「祭」で対応がうかがえるのみである。神の意志の現れとして、天皇自体が行動を改めたり、祭つたりすることで、神の意志をコントロールする。落雷時、『日本書紀』でも確認できる。

『日本書紀』推古二十六年（六一八）「是年」において、安芸国で船舶のための木材が、霹靂の神が降臨する「霹靂の木」であつたために、河辺臣が「多く幣帛を祭」つた上で木を伐らせ、落雷による神意を剣で鎮めたとする。幣帛をもってしかるべき対応をしたからこそ、神が鎮まつたとしてよいだろう。しかし、祭ることをしない場合はどのようなものか。同じく、『日本書紀』斉明七年（六六一）五月癸卯において、斉明天皇が朝倉橘広庭宮を作るときに朝倉社の木を使用したため、「神忿り」すなわち、雷によって宮を破壊された。舍人や近侍に死者が多かつたという。ここには、祭られている記述がない。「祭」らなかつたから多くの死者が出たのである。記述がないことによって、「祭」が「神の意志」と向き合うことに不可欠であることを示している。

しかし一方で、雷は船や宮として、その依り代を使用する際には

鎮めるべきものではあるが、統治に必要なパワーでもある。『日本書紀』神功皇后摂政前紀では、皇后が「神田」に水を引くために、武内宿禰に剣を捧げて「神祇」に祈らせる場面がある。祭りの結果、「雷電霹靂」、すなわち、落雷を操って、堅い岩を「蹴裂きて」、つまり岩を雷が蹴り割いて、水を引くことができたのである。祭るといふ行為によってコントロールすれば、強力な味方になる、それが雷という存在なのである。しかしながら、天皇の近くに置くには神威が強すぎる。

『日本書紀』雄略天皇七年七月条では、雄略天皇は少子部連螺巖に命じ、「三諸岳の神」を捉えさせる。大蛇は「其の雷虺ひびきて、目精まなこ赫こく」様がなる。天皇は恐れて殿中にいれることができなかつた。しかるべき手続き（この場合は「斎戒」）をしなければ、暴走する神であり、さらに天皇の近くには置くことができない神でもあつた。『続日本紀』以後の成立の『日本霊異記』上一縁に「雷を捉る縁」に類話があるが、雷を迎えるときに、「栖軽」が、「緋の縷を額に著、赤き幡杵を擎げて」迎える。さらに、落ちてきた雷を捉えるときも「神司」を読んで箆籠に入れて天皇のいる大宮に持ち帰るといふ手続きを踏んでいる。雷神に対する「祭」がここには表れていよう。さらに、ここでも、雷に対して天皇は「恐りて偉しく幣帛」を奉って雷崗に戻したと記される。天皇の近くには置くべきではないことがこ

こでも記されている。

このように、奈良時代、平安時代初期においては、落雷は「怨霊」

の表象というよりも、見えざる神々の意志を知るための「災異」であり、神々が意志を人に伝える現象であった。しかし、神々の意志や神の降臨は荒ぶるものであるがために鎮めなければならぬとともに、同時に国家の側で必要なパワーでもあった。そして、同時に天皇からは離しておくべきものでもあった。だからこそ、祭るシテムのなかに組み込まれて、神祇官や陰陽寮にゆだねられていったのであろう。

では、「倭建命墓」への落雷はどのような意味があったのだろうか。倭建命墓でなければならなかったのはなぜなのか。

四 「倭建命墓」と書くこと

ここで、注目したいのは、〈墓〉の表記である。『続日本紀』「倭建命墓に震す。使を遣し、之を祭る。」の記事のなかで、〈墓〉は「墓」とのみ記録される。対して、『日本書紀』「古事記」では「陵」とされた。陵とは、「天皇・皇后などの墓所」であり、『日本書紀』では日本武尊の〈墓〉は皇太子・天皇の父として「陵」と呼ばれたと思われる。しかし、『続日本紀』編纂時、「陵」と「墓」は区別されるべきものであった。大宝令の注釈書である『令集解』「喪葬令」先皇条所引古記に「即位天皇以外を除き、皆悉く墓と称すべし」とあるように、天皇以外の〈墓〉については、「墓」と称するように規定されているのである。新井喜久夫は大宝令施行の際に「陵」と「墓」を分離したと指摘している。だから、大宝令以降の「倭建命」の〈墓〉は、「陵」ではなく「墓」となる。呼称の変化は、ヤマトタケルの

位置づけに変化をもたらした可能性はある。

そもそも、「倭建命墓」とは、これまで「陵」とされていた〈墓〉のどれを指すのであろうか。『古事記』では二カ所、『日本書紀』では三カ所であり、どこを指しているかはテキスト内からは判断できない。⁽³⁰⁾ 手がかりとして、時代は下るが「延喜式」陵墓歴名がある。

能褒野墓（日本武尊。在伊勢国鈴鹿郡。兆域／東西二町。南北二町。守戸三烟。）（「延喜式」卷二十一「諸陵寮」遠墓⁽³¹⁾）

「能褒野墓」という表記となっており、ヤマトタケルが死んだ土地である伊勢国鈴鹿郡が示され、広さや守戸の規模が規定されている。延喜の段階で、ヤマトタケルは伊勢能褒野で葬られるものであり、「守戸三烟」が充てられている。墓名の一番目に挙がるものがある。

この陵墓歴名については、その形式において一定の表記の不統一があり、弘仁、貞観、延喜の式編纂過程と関連していることから古代における陵墓の位置づけを知るための重要な資料となっている。研究の成果として「能褒野」〈墓〉は早い段階でリスト化されたものであり、弘仁式段階には成立していたものと考えられている。⁽³²⁾ さらに北康宏は、持統天皇五年詔の

乙巳に、詔して曰はく、「凡そ先皇の陵戸は、五戸より以上を置け。自余の王等の有功者には三戸を置け。若し陵戸足らずは、百姓を以ちて充て、其の徭役免し、三年に一たび替へよ」とのたまふ。⁽³³⁾

により、陵墓歴名は陵戸を設置するために整備されたと想定する。

「自余の王等の有功者」として日本武尊にも「墓守」を置かれたらう。一方、墓歴については、高市皇子陵以前の配列（日本武尊墓も含める）について、配置を分析したうえで、大化改新以前の時代から個別に台帳が存在しており、それが統合されたのは、桓武朝と想定し、それが弘仁式の墓歴名に受け継がれたのだとする。

台帳が統合されたとされる桓武朝は諸制度が新たに編成された時期であり、『続日本紀』編纂もその一環として位置づけられる。天皇位の正統性を位置づけるため、新しい山陵祭祀を導入し、宗廟制を導入しようとした。³³ 墓歴名の確定期を桓武期であるという点は首肯できる。つまり、同時代史である『続日本紀』に記されるのは最先端の〈墓〉へのまなざしであった。その意味について、北康宏は、興味深い分析をしている。『延喜式』に記載される「遠墓」には、日本武尊墓（伊勢国鈴鹿郡）、彦五瀬命墓（紀伊国名草郡）、五十瓊敷入彦命墓（和泉国（川内国）日根郡、菟道稚郎皇子³⁴（山代国宇治郡）が含まれている。その墓の特徴として、「①皇族であること、②継体天皇以前の皇統に属していること、③即位の天皇の兄弟であること、④軍人的または皇位の守護的存在であること」であり、なおかつ、この四墓が「伝説的・守護者的信仰に基づいて取り上げられた」と推定、大和国に接して周りを囲む四方へつながる道の上の交通の要衝、軍事的にも重要な地点に位置していると指摘する。大和を守護するものとして、「四皇子墓」を意味づけているということであろう。³⁵ 守護するものという位置づけは、『延喜式』以前にもあった。この四皇子の墓が「陵戸」を配した祭祀対象として重ん

じられたことは、『大宝令』から明らかである。『令集解』「職員令」諸陵司条「古記」所引「別記」⁴⁰によると、諸陵司の管理下にあった各陵墓における「陵守」「墓守」の配置がわかる。

借陵守及墓守、并百五十戸。京二十五戸、倭国五十八戸、川内国五十七戸、山代国三戸、伊勢国三戸、紀伊国三戸、右件戸納公計帳文而記借陵守也。

（『令集解』「職員令」19諸陵司条「古記」所引「別記」）
「借陵守及墓守」とあるのは専任の「墓守」ではなく、先にも引いた持統五年詔で「若し陵戸足らずは、百姓を以ちて充て、其の徭役免し」とあることを踏まえると臨時で百姓が充てるように指示したものと考えられる。注目したいのは、「山代国三戸、伊勢国三戸、紀伊国三戸」である。「山代国三戸」は菟道稚郎皇子墓、「伊勢国三戸」は日本武尊墓、「紀伊国三戸」彦五瀬命墓への「墓守」の配置を指示したものである。日本武尊墓が「伊勢国」、すなわち能褒野墓に比定されていることも、この記事から確認できる。さらに、持統五年詔で「自余の王等の有功者には三戸を置け」とあることから、皇子たちが「有功者」として位置づけられることも確認できよう。この記事には、『延喜式』墓歴名と比較して五十瓊敷入彦命は抜けているものの、皇子の墓が公的に守衛されていたことを示す。⁴¹ 北康宏は、四つの墓の守護が意識された時期を、「震倭建命墓」が記されたころからと推察している。とすれば、『続日本紀』は、落雷によって〈墓〉に神霊たるヤマトタケルが降臨し、大和を守護する存在として祀ったと解釈することも可能ではないか。墓が「空」であれば、

墓として不安定な存在だからである。

先に見たように、『日本書紀』編纂時からヤマトタケルの〈墓〉は空であることが意識されていた。さらに、陵墓歴史における研究成果を踏まえると、〈墓〉は「能褒野墓」であろう。『日本書紀』『古事記』で、「陵」として記されていた五か所の、どの〈墓〉よりも遠いところで〈墓〉の位置が確定している。このことは、雷は、天皇にとって必要なパワーではあるが、遠ざけて祭るべき存在だったことを示す。このようなヤマトタケルの〈墓〉への処遇は、雷へのそれと近似しているといえる。では、なぜ近似しているのだろうか。

五 雷とヤマトタケルく『日本書紀』

以下は、『日本書紀』景行天皇条、兄に代わり、東征に行くこととなった日本武尊への言葉である。

則ち天皇、斧鉞を持ちて、日本武尊に授けて曰はく、「朕聞く、其の東の夷は、識性暴び強し。凌犯を宗とす。村に長無く、邑に首勿し。各封堺を貪りて、並に相盜略む。亦山に邪しき神有り。(中略)今朕、汝を祭るに、爲人、身體長く大にして、容姿端正し。力能く鼎を扛ぐ。猛きこと雷電の如し。向ふ所に前無く、攻むる所必ず勝つ。即ち知りぬ、形は我が子、実は神人にますことを。寔に是、天の、朕が不叡くして、且国の不平れたるを慰びたまひて、天業を経綸へしめたまひ、宗廟を絶えずあらしめたまふか。亦是の天下は汝の天下なり。是の位は汝の位なり。願はくは深く謀り遠く慮りて、姦しき

を探り變くを伺ひて、示すに威を以てし、懐くるに徳を以てして、兵甲を煩さずして自づからに臣隸はしめよ。即ち言を巧みて暴ぶる神を調へ、武を振ひて姦しき鬼を攘へ」とのたまふ。

(『日本書紀』景行天皇四十年七月条)

天皇の言葉では、「暴強」の夷を平らげるのに相応しい様子を「猛きこと雷電の如し」と喩える。ここからヤマトタケルの雷神的性格を指摘するものもある。しかし、雷を「猛」の喩えとする例は多くはない。『統日本紀』卷五和銅五年(七二二)九月己丑条の太政官奏上に出羽国を置く経緯の説明のなかに「自官軍雷撃。凶賊霧消。狄部晏然。皇民無擾」とあるのみである。これは官軍の勇猛さを示すものであり、人への比喩ではない。日本武尊が突出して勇猛だからこそ、「雷」と喩的につながるのである。さらに、「形は我が子、実は神人にます」とある。「神人」とは、『日本書紀』では、神代一段、第三一書において可美葦牙彦舅尊を指して、「天地混成る時に、始めに神人有り」と表現される、人として現れる神のことを指す。天地初発に登場する神との比喩によって「天」に属するものとして位置づけられている。また、崇神九年三月に天皇の夢に現れて「墨坂神」「大阪神」の祭り方を伝えた「神人」が記される。天皇を守護する存在としての位置づけとなるだろう。景行にとっては、日本武尊も守護してくれる霊的な存在としての位置づけがあるのでないか。天皇自身の「朕が不叡」を補うものとして「天」によって使

わされたものなのである。さらに死後において、天皇は、以下のように日本武尊を偲ぶ。

歎きて曰はく、「我が子小碓王、昔熊襲の叛きし日に、未だ総角にも及らぬに、久に征伐に煩み、既にして恒に左右に在りて、朕が不及を補ひき。然るに東夷騒動み、討たしむる者勿し。愛しきを忍びて賊の境に入らしむ。一日も顧はずといふこと無し。」

〔『日本書紀』景行天皇四十年是歲条〕

日本武尊死後も、その存在を「朕が不及を補」ふものという位置づけが繰り返される。天皇を補う「神人」としての日本武尊なのである。ではあるものの、「東夷騒動」のため派遣する、つまり、その存在は天皇の近くに置くことはできない。死後も白鳥として大和方面に飛び続けるが、河内国志幾で「鎮め坐」す。にも拘わらず、「神人」がいるべき場所としての「天」に登る。地上には鎮めきれないものとして、位置づけられているのが『日本書紀』の日本武尊なのである。「天」にあるということは、いずれ降臨するものとしての想定もあるであろう。神代下、天稚彦の葬儀のため降臨した味耜高彥根神の様子を「光儀華艶しくして、二丘二谷の間に映る」と表現している。「雷光」としての雷の表象であるが、神の降臨として雷が想定されることがわかる。

このような位置づけは『続日本紀』では了解されていたといえるのではないか。『日本書紀』については、「日本紀講」として、中央官人たちに正史として学ばれている。「日本紀講」は『日本書紀』が編纂された直後から平安時代半ばにかけて行われた、『日本書紀』を中心にした勉強会と、その後の寛宴を言う。その現場では、高位の官人たちが『日本書紀』と対峙し、神話が位置づけられ続けている

る。歴史書編纂の編纂を担う人々は、日本紀講書を通して、「今」をまなごうとしていた。⁽⁴⁶⁾ ヤマトタケル墓への落雷は、『日本書紀』の平安時代的展開の中で雷による神意を示す存在、祭ることでもントールされ、都を守護していくものとなっていたのではないだろうか。

しかしながら、その〈墓〉の場所は、一番遠い「能斐野墓」である。近くには祭ることができない恐れの対象として依然として存在する。それは、日本紀講のなかで『古事記』とともに読まれたことと無関係ではあるまい。

六 遠ざけられるヤマトタケルと『古事記』

『古事記』の倭建命は西征のきつかけから恐るべき者、遠ざけるべきものとして位置づけられていた。小碓命（のちの倭建命）は、父天皇の命で兄大碓命に「朝夕の大御食」に出るように伝えるが、その命令「専ら汝泥疑教へ覚せ。」を誤解し、「朝署に廁に入りし時、待ち捕へて搥み批ぎて、其の枝を引き闕きて、薦に裹みて投げ棄てつ」という残酷な行動に変換してしまう。その行動から、天皇は「建く荒き情を惶⁽⁴⁷⁾れて西征を命じるのである。残酷性、凶暴性を疎ましく思つた⁽⁴⁸⁾とともに、言葉の真意を汲み取れない性質をも含んでいると考えられる。恐るべきパワーは天皇にとつて、意志が通じない恐れの対象でしかない」と描くのが『古事記』なのである。『日本書紀』の日本武尊のパワーが「朕が不及を補」うものとして天皇に位置づけられたこととの違いは顕著である。そして、最後まで、その恐れ

は消えない。死後も葬礼は「倭に坐す后等及御子等」が能褒野に下つて行き、天皇については記されない。天皇にとって恐れの対象ではないことが徹底している。しかし、そのもととなる「建」の性質が天皇になる根拠ともなり得る強大なものである。だからこそ、『古事記』でも二度も埋葬されるが、大和に「陵」が作られるのではなく、「河内國の志幾」に葬られ、なお「天」に飛翔する。恐るべき存在として、天皇にとって、倭建命は異世界にあるべきものとされる。ただし、ヤマトタケルが「雷」として、直接位置づけられることはない。同じく「建速須佐之男命」として「建」がつく神は「山川悉に動み、國土皆震りき」と雷を想起させる描写を持つものの、倭建命を表現するものとしては認められない。雷として降臨し、守護しているという考えは、『続日本紀』独自のものであろう。

七 まとめ

このように、ヤマトタケルは、『日本書紀』における「神人」として「猛きこと雷電の如し」と称され、天皇の「不及」を補う存在としてあり、さらに『古事記』の天皇に恐れ排除される「天皇」になる資格を持った存在としてあった。しかし、平安時代になり、「空」の〈墓〉に落雷することによって、ヤマトタケルは「墓」に降臨し、守護していく存在になりえたのである。それは、『続日本紀』において、朝廷、すなわち為政者が〈墓〉を祭ることによって、災いになる力を為政者のパワーとしたと位置づけた瞬間であった。

だとすれば、最後に疑問が残る。『続日本紀』はなぜ、倭建命墓

に落雷したこと、そして祭り上げたことを記さなければならなかったのか。能褒野墓にヤマトタケルの神霊を降ろし、祭らなければならなかったのだろうか。

これに関しては、『大宝令』『古記』において、墓守が規定されて公的な整備をされたのが三皇子であることに意味があると考えられる。守護の力として皇子を「祭」り上げるのは、桓武の「皇子の力」への恐れによるとは考えられないだろうか。桓武は、その治世において、強大で恐るべき「皇子の力」を実感していた。例えば、桓武帝が恐れた皇子の代表としてあまりにも有名な早良親王がいる。早良親王は、桓武帝の同母弟として桓武の皇太子として立てられたが、種継暗殺事件をきっかけに皇太子を廃され、乙訓寺に幽閉、淡路に配流され餓死したという。その後、桓武の子安殿皇太子が病に苦しみ、母や妻の死が続いたことで、それを早良親王の「御霊」のためと恐れられるようになった。その恐れから、朝廷は、延暦十一年(七九二)に淡路陵に謝し、その七日後には清浄を保たせるために「守冢」置いている。その後、早良親王は「崇道天皇」となり、〈墓〉も山陵として公的に祀られることとなった。⁽⁵¹⁾〈皇子〉のパワーとの葛藤の中で、天皇になれる資格がありながら天皇になれなかった皇子を祭り、そのパワーを組織化していく⁽⁵²⁾としていたのではなかったか。天皇が恐れるパワーを持つ『古事記』の倭建命をも吸収して、『続日本紀』の同時代史としての天皇の、為政者としての「恐れ」が、この短い記事のなかに平安時代的なヤマトタケルを誕生させた。同時に、「雷」の神の意志と統治に必要な力、雷として表象さ

れたのでないか。その後の「雷」に込められた「怨霊」のパワーとは違う守護の力が平安時代初期の正史のなかにはあるのである。それは、延喜六年（九〇六）の日本紀竟宴和歌において、「日本武尊西日向の 国を討ちて 平げよせし 皇子には遣らぬ」（日本武尊は、東西の国を征伐して、平定した皇子なのだ⁵³）と歌われるような、將軍・守護と位置付ける展開につながっていくものと考えられるだろう。

謝辞：「古典に学ぶ日本語表現」（二〇二一年度前期・後期、二〇二二年度前期）で受講生の気づきから多くのヒントをいただいた。受講生の皆様はこの場をお借りして感謝します。

注1 以下、各テキストの表記に従って名を表記する。テキストを限定しない場合は「ヤマトタケル」と表記する。

2 神野志隆光『古事記の達成』（東京大学出版会、一九八三）など、『古事記』『日本書紀』のテキストの問題としてヤマトタケルを捉える研究が進んだ。神野志は、『古代天皇神話論』（若草書房一九九九）において、多元的な神話形成がテキスト中に在りうることを提示している。最近では、小野涼巳『倭建命物語』（花鳥社、二〇一九）で『古事記』歌謡読解からヤマトタケルの説話の読み解くもの、山田純『日本武尊』の延伸性―「景行紀」と「景行記」の差異が織りなす複数の「ヤマトタケル」序論―（『古代文学五六、二〇一七』）においてヤマトタケルの多様性の可能性を示唆するものも注目される。

3 稲生知子『古事記』にとつての倭建命―「言葉」をめぐる問題から―（『古代文学五〇、二〇一〇』）

4 そのほか『常陸風土記』では「倭武天皇」として巡行する姿もある。

このような姿も『常陸風土記』にとつてのヤマトタケルとして生成したものと考える。猪股ときわ「常世の国の倭武天皇」、『古代宮廷の知と遊戯―神話・物語・万葉歌』（森話社、二〇二〇、初出：東北学・第一期）八、二〇〇三）による。

5 以下、『続日本紀』は、書き下し文も含めて『続日本紀』（新日本古典文学大系）、岩波書店）による。

6 「国家の大事」や天皇の不徳を示すための鳴動記事の嚆矢という位置づけもある。和田萃「ヤマトタケル伝承の成立過程」、（森浩一編『ヤマトタケル―尾張・美濃と英雄伝説』、大巧社一九九五）、西山克「中世王権と鳴動」、（今谷明編『王権と神祇』、思文閣出版二〇〇二）など。しかし、『続日本紀』の記し方の傾向から、この場合は落雷である。それについては稲生『続日本紀』の倭建命墓（読む）、（日本文学、五七・五、二〇〇八）に記した。なお、尾畑喜一郎「原ヤマトタケル物語をめぐって―民俗と歴史の視点から―」（『上代文学五十六号、一九八六』）にも指摘があり、また、『続日本紀二』（『新日本古典文学大系』、岩波書店）の書き下しからもそう解釈していることがわかる。

7 『続日本紀』（新日本古典文学大系、岩波書店、補注二一五〇など）二星祐哉「古代国家における陵墓歴史の成立とその変遷」（『史学雑誌』二一八・二一、二〇一九）など。

9 『古事記』『日本書紀』では、「陵」と記される。そのため、以下、ヤマトタケルの葬られた場所を指すときには（墓）、個別のテキストの場所を示す場合は、そのテキストの表記に従う。

10 『古事記』祝詞（『岩波古典文学大系』、岩波書店）による。

11 『延喜式』（『訳注日本史料』、集英社）。

12 『古事記』（『新編日本古典文学全集』、小学館）頭注によれば、三重県鈴鹿郡あたりとされる。

13 以下、『古事記』は、『古事記』（『新編日本古典文学全集』、小学館）による。書き下し文により示した。

14 谷口雅博『倭』から見た倭建命の位置づけ、『古事記の表現と文脈』、おうふう二〇〇八）において、倭建命は、倭の「外」に出ることによつ

- てはじめて存在意義を示す存在として描かれたことを指摘する。「能褒野」で死を得るのは、倭への空間認識から倭に入ることはなかったからだという。「翔天」についても、これまでの「高天原への回帰」「反王権側への慰撫と鎮魂」という説を踏まえながら、「古事記」の本質としてとらえるべき大きな問題と指摘している。本稿では、空の〈墓〉ということ自体にヤマトタケルへのまなざしがあると解する。
- 15 以下、『日本書紀』は、『日本書紀』（新編日本古典文学全集）、小学館による。書き下し文により示した。
- 16 二星祐哉（二〇一九）、前掲論文
- 17 岡田精司「古代伝承の鹿」（『古代祭祀の史的研究』、塙書房一九九二、初出直木幸次郎先生古希記念会編『古代史論集』上巻、一九八八、塙書房）以下、養老律令は、『律令』（日本思想大系）、岩波書店による。
- 18 『宋書符瑞志』中・『雲文類聚』九九など
- 19 『続日本後紀』承和十年（八四三）四月二十一日条に「山陵鳴二度。」と神功皇后の山陵から異音がした記事があるが、落雷とは言えない。
- 20 妹尾堅一郎「雷文化論への試み」（妹尾堅一郎編『雷文化論』、慶應義塾大学出版会、二〇〇七）
- 21 佐谷真木人「日本古典文学の中の雷―軍記物語を中心に」（妹尾堅一郎編『雷文化論』、慶應義塾大学出版会、二〇〇七）
- 22 田中貴子「けころす」考、神による殺人方法の一考察（『あやかし考―不思議の二世へ』平凡社、二〇〇四、初出：国語と国文学、七七一―二〇〇〇）においては、「古代における雷神は、北野天神のように祟りをなした人間をけころす雷神とはいささか趣が異なるといえよう。」と指摘している。
- 23 西岡芳文「六壬式占と軒廊御卜」今谷明編『王権と神祇』（思文閣出版、二〇〇一）
- 24 以下、『今集解』（新訂増補国史大系、吉川弘文館）によって書き下した。折口信夫は「祟」について、「ほ」「うら」から「ほがひ」へのなかで、「最も古い意義は、神意が現れるところにある」と指摘し、神の咎めだけではないことを指摘している。古代においてそのような例が認められることについては、斎藤英喜「折口信夫の可能性へ―た、り・アマテラス・既存者をめぐって」（愛知県立大学説林六五、二〇一七）を参照した。
- 25 田中貴子（二〇〇七）、前掲論文によると、神の力が顕現するとき、「蹴る」と表現されるという。雷のパワーを神のパワーと同様のものとして記していることがわかる。
- 26 『日本霊異記』は、『日本霊異記』（新日本古典文学大系、岩波書店）により、書き下し文で示した。
- 27 新井喜久夫「古代陵墓雑考」（『日本歴史』二二二、一九六六）
- 28 『続日本紀』（新日本古典文学大系、岩波書店）、補注一五〇
- 29 以下、『延喜式』は、『延喜式』（訳注日本史料）、集英社による。書き下し文により示した。
- 30 和田軍二「諸陵式に関する二三の考察（上）」（下）、「歴史地理五一―三・四、一九二八」・虎尾俊哉「延喜式」吉川弘文館、一九六四、北康宏「律令国家陵墓制度の基礎的研究」（『日本古代君主制成立史の研究』、塙書房、二〇一七、初出『史林』七九―四、一九九六）二星祐哉（二〇一九）、前掲論文など。
- 31 和田（一九二八）、虎尾（一九八四）など。新井（一九六六）においては、荷前儀式の起原となる陵墓祭祀との関連から継体朝から欽明朝には成立しており、『古事記』『日本書紀』以外の天皇陵の記録を想定している
- 32 北康宏（二〇一七）、前掲論文
- 33 稲生「朕、民の父母と為りて、撫育術に乖へり」―『続日本紀』桓武紀の方法」（名古屋大学国語国文学八五―一九九九）
- 34 神武天皇の兄。『日本書紀』によれば、東征途中、長髓彦との戦いによって負傷し、「慨哉、大丈夫にして、虜が手を被傷ひて、報いずしてや死みなむとよ」と失意の中死ぬ。
- 35 垂仁天皇の子、景行天皇の兄。『日本書紀』垂仁三十年正月己未条によると、父垂仁に、兄景行とともに「情願の物」を乞われて、弓矢と答え

- のために天皇位につくことができなかつたというエピソードがある。天皇になる可能性のあつた皇子。
- 38 仁徳天皇の兄で、帝位を互いに譲り合った。最後は自ら死ぬことによつて、位を譲る。こちらも天皇になる可能性のあつた皇子。
- 39 ただし、二星祐哉(二〇一九)は、『延喜式』段階でのその位置づけについては疑義を呈している。四皇子が一括掲載されていない点からであらう。
- 40 虎尾俊哉(『延喜式』以前の諸司式)(『延喜式』(日本歴史叢書8)、吉川弘文館、一九六四)によると、「職員令」集解所引別記は大宝官員令の付属法であるという。
- 41 二星、(二〇一九)。ただし、「震倭建命」については、地震による(墓)の破損のためと解釈している。
- 42 北(二〇一七)、前掲論文
- 43 杉沼(二〇〇七)、前掲書。中野猛「雷神信仰―先行信仰としての在地信仰」(今野達 佐竹昭広 上田閑照編『岩波講座日本文学と仏教』、一九九三)
- 44 例えば、『漢書』卷二十六「天文志第六」に「天鼓、有音如雷、非雷、音在地而下及地。」などのように、「音」を比喩するもの、『後漢書』列伝卷四十下「班彪列傳第三十下兩都賦に怒りの様子を表現して「稽帝文、赫爾發憤、應若興雲、霆發昆陽、憑怒雷震」などが引用されるものはある。皇帝の怒りを例えたものであることについて、本論との関連もあるかもしれない。これについては稿を改める。
- 45 「天業を経緯へしめたまひ、宗廟を絶えずあらしめたまふ」の語のために、天皇位を皇太子として継がせるという意味ともとれるが、靈的な守護として、神として位置づけられているといえるだろう。
- 46 日本紀講については稲生「哀れ」なるヒルコへ―神話生成の現場としての日本紀竟宴(『日本文学』四九一六、二〇〇〇)に記した。参照されたい。
- 47 岩波古典文学大系頭注、新編日本古典文学全集、西郷信綱『古事記注釈』(六巻、ちくま学芸文庫)など。
- 48 稲生(二〇一〇)、前掲論文
- 49 長谷部将司「崇道天皇」の成立とその展開、「『日本古代の記憶と典籍―古代人の「記憶」はどのように形成されたのか』、八木書店、二〇二〇↓初出、根本誠二他編『奈良平安時代の〈知〉の相関』岩田書店、二〇一五)
- 50 『類聚国史』卷二十五・帝王五・追号天皇・延暦十一年六月庚子条
- 51 『類聚国史』卷二十五・帝王五・追号天皇・延暦十九年七月己未条
- 52 『続日本紀』における(皇子の力)へのまなざしについては改めて論じる。表記が「日本武尊」ではなく、「倭建命」とされていることも、そのパワーへの恐れを表している。
- 53 『日本紀竟宴和歌』は、西崎亨『本妙寺本日本紀竟宴和歌・本文・索引・研究』(翰林書房、一九九四)、梅村玲美『日本紀竟宴和歌の研究』(風間書房、二〇一〇)。現代語訳は梅村(二〇一〇)によつた。

(い)のう・ともこ 本学非常勤講師